

## 議案第81号

### 大阪市財産条例等の一部を改正する条例案

(大阪市財産条例の一部改正)

第1条 大阪市財産条例(昭和39年大阪市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分)」に改め、同条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

(公立大学法人大阪市立大学の重要な財産を定める条例の一部改正)

第2条 公立大学法人大阪市立大学の重要な財産を定める条例(平成18年大阪市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

(大阪市中心卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大阪市中心卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和41年大阪市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第4条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

(大阪市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 大阪市下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年大阪市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第4条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

(大阪市港営事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 大阪市港営事業の設置等に関する条例(昭和41年大阪市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

(大阪市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 大阪市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年大阪市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第5条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

(大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第7条 大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分の範囲、予算で定めなければならない本市の経営する企業の用に供する資産の取得及び処分の範囲等を改めるため、大阪市財産条例ほか6条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市財産条例 (抄)

(議会の議決に付すべき 財産の取得又は処分)  
付さなければならない

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下法という。)第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件20,000平方メートル以上の10,000平方メートルものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

公立大学法人大阪市立大学の重要な財産を定める条例（抄）

（法第44条第1項の条例で定める重要な財産）

第3条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）70,000,000円以上の不動産（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

大阪市中央卸売市場事業の設置等に関する条例（抄）

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない中央卸売市場事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件20,000平方メートル以上のものに係るも10,000平方メートルに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

大阪市下水道事業の設置等に関する条例（抄）

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）  
10,000平方メートル

又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

大阪市港営事業の設置等に関する条例（抄）

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない港営事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）  
10,000平方メートル

又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

大阪市交通事業の設置等に関する条例（抄）

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない交通事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）  
10,000平方メートル

又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抄）

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）  
10,000平方メートル

又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。